

S t a r l i n k サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]		[現 行]	
第1章 (略)		第1章 (略)	
第2章 Starlink サービスの種類等		第2章 Starlink サービスの種類等	
(Starlink サービスの種類)		(Starlink サービスの種類)	
第5条 Starlink サービスには、次のタイプがあります。		第5条 Starlink サービスには、次のタイプがあります。	
種 類	内 容	種 類	内 容
固定利用（陸上向け）	Starlink サービス契約者が、あらかじめ当社に申告した位置情報の地点（陸上に限ります。）に <u>1の Starlink キット</u> を設置して Starlink サービスを利用できるもの	固定利用（陸上向け）	Starlink サービス契約者が、あらかじめ当社に申告した位置情報の地点（陸上に限ります。）に端末を設置して Starlink サービスを利用できるもの
移設可能（陸上向け）	Starlink サービス契約者が、当社に位置情報の申告をすることなく、任意の場所（陸上に限ります。）に <u>1の Starlink キット</u> を設置して Starlink サービスを利用できるものであって、移設可能シェアリング（陸上向け）以外のもの	移設可能（陸上向け）	Starlink サービス契約者が、当社に位置情報の申告をすることなく、任意の場所（陸上に限ります。）に端末を設置して Starlink サービスを利用できるもの
移設可能シェアリング（陸上向け）	1の Starlink サービス契約者回線につき、2つの Starlink キットを登録し、Starlink サービス契約者が、当社に位置情報の申告をすることなく、任意の場所（陸上に限ります。）に Starlink キットを設置して Starlink サービスを利用できるもの		
海上	Starlink サービス契約者が、当社に位置情報の申告をすることなく、任意の場所（海上に限ります。）に <u>1の Starlink キット</u> を設置して Starlink サービスを利用できるものであって、海上シェアリング以外のもの	海上	Starlink サービス契約者が、当社に位置情報の申告をすることなく、任意の場所（海上に限ります。）に端末を設置して Starlink サービスを利用できるもの
海上シェアリング	<u>1の Starlink サービス契約者回線につき、2つの Starlink キットを登録し、Starlink サービス契約者が、当社に位置情報の申告をすることなく、任意の場所（海上に限ります。）に Starlink キットを設置して Starlink サービスを利用できるもの</u>		
第3章～第4章 (略)		第3章～第4章 (略)	
第5章 Starlink サービス契約		第5章 Starlink サービス契約	
第11条～第13条 (略)		第11条～第13条 (略)	
(Starlink サービス契約申込の承諾)		(Starlink サービス契約申込の承諾)	
第14条 当社は、Starlink サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。 2～3 (略)		第14条 当社は、Starlink サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。 2～3 (略)	
4 前三項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、Starlink サービス契約の申込みを承諾しません。 (1)～(2) (略) (3) Starlink サービス申込者が、基本使用料の料金種別が移設可能シェアリング（陸上向け）又は海上シェアリングに係る Starlink サービス契約を申し込む場合であって、その Starlink キットが当社が別に定めるものかつ 2 台であるとき以外の条件を前提に、当社へ Starlink サービス契約を申し込みましたとき。 (4) (略)		4 前三項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、Starlink サービス契約の申込みを承諾しません。 (1)～(2) (略) (3) (略)	
第15条～第22条 (略)		第15条～第22条 (略)	

第6章～第11章 (略)

別記 (略)

料金表

第1 通則

1～3 (略)

4 月額料金の日割り

(1) 当社は、次の場合に、月額料金をその利用日数に応じて日割ります。

ア (略)

イ 料金月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加したとき の料金表第2（定額利用料）の2（料金額）の(1)に規定する料金額（この場合において、増加後の月額料金は、その増加のあった日から適用します。）。

ウ 料金月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更（固定利用（陸上向け）、移設可能（陸上向け）又は海上に係るものから移設可能シェアリング（陸上向け）又は海上シェアリングに係るものへの変更に限ります。）があったときの料金表第2（定額利用料）の2（料金額）の(2)に規定する追加額

エ (略)

(2) (略)

5～8 (略)

第2 定額利用料

1 適用

Starlink サービス契約に係る定額利用料の適用については、第 34 条（定額利用料の支払義務）の規定のほか、次のとおりとします。

区分	内容
(1) Starlink サービスに係る定額利用料の算定	<p>ア Starlink サービスに係る定額利用料は、Starlink サービス契約者が選択した料金種別に基づき、料金表第2（定額利用料）の2（料金額）の(1)及び(2)に規定する <u>料金額</u> を加算して算定するものとします。</p> <p>イ アの規定において、料金表第2（定額利用料）の2（料金額）の(2)に規定する料金額は、その Starlink サービス契約に係る基本使用料の料金種別に応じて、次のとおり適用します。</p> <p>（ア）(イ)以外のもの 基本額 （イ）基本使用料の料金種別が、移設可能シェアリング（陸上向け） 又は海上シェアリングに係るもの 基本額と追加額を加算して算定した額</p>
(2) (略)	(略)

第6章～第11章 (略)

別記 (略)

料金表

第1 通則

1～3 (略)

4 月額料金の日割り

(1) 当社は、次の場合に、月額料金をその利用日数に応じて日割ります。

ア (略)

イ 料金月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加したとき（この場合において、増加後の月額料金は、その増加のあった日から適用します。）。

ウ (略)

(2) (略)

5～8 (略)

第2 定額利用料

1 適用

Starlink サービス契約に係る定額利用料の適用については、第 34 条（定額利用料の支払義務）の規定のほか、次のとおりとします。

区分	内容
(1) Starlink サービスに係る定額利用料の算定	Starlink サービスに係る定額利用料は、Starlink サービス契約者が選択した料金種別に基づき、料金表第2（定額利用料）の2（料金額）の(1)及び(2)に規定する金額を加算して算定するものとします。
(2) (略)	(略)

2 料金額

(1) 基本使用料に係るもの

1 契約ごとに

区 分	料 金 種 別	料 金 額 (月額)
(略)	(略)	(略)
<u>移設可能（陸上向け）シェアリング</u>	<u>50GByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
	<u>1 TByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
	<u>5 TByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
(略)	(略)	(略)
<u>海上シェアリング</u>	<u>50GByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
	<u>1 TByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
	<u>5 TByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>

(2) サポートに係るもの

1 契約ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
基本額	30,000 円 (33,000 円)
追加額	20,000 円 (22,000 円)

第3 (略)

附 則（令和6年10月28日経企第3491号）

この改正規定は、令和6年11月1日から実施します。

2 料金額

(1) 基本使用料に係るもの

1 契約ごとに

区 分	料 金 種 别	料 金 額 (月額)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(2) サポートに係るもの

1 契約ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
定額利用料	30,000 円 (33,000 円)

第3 (略)